

## 「平成 27 年度桑名市地域包括支援センター事業運営方針」 を提示しました

今般、「桑名市地域包括ケア計画―第 6 期介護保険事業計画・第 7 期老人福祉計画―（平成 27～29 年度）」（平成 27 年 3 月桑名市）に基づき、桑名市より、桑名市地域包括支援センターに対し、「平成 27 年度桑名市地域包括支援センター事業運営方針」を提示しました。

すなわち、地域包括支援センターは、介護保険の保険者である市町村の委託を受けて事業を運営する準公的機関です。

（注）「地域包括支援センターは、行政直営型・委託型にかかわらず、行政（市町村）機能の一部として地域の最前線に立ち、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として期待されることから、現状の課題や今後求められる役割を勘案しながら、複合的に機能強化を図ることが重要である。」とされている（「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 25 年 12 月 20 日社会保障審議会介護部会））。

したがって、市町村は、地域包括支援センターに対し、事業運営方針を明確に提示しなければなりません。

（注）「委託型センターに対しては、市町村が提示する委託方針について、より具体的な内容を提示することを推進し、これにより、市町村との役割分担、それぞれのセンターが担うべき業務内容を明確化する必要がある。」とされている（「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成 25 年 12 月 20 日社会保障審議会介護部会））。

これを踏まえ、「桑名市地域包括ケア計画―第 6 期介護保険事業計画・第 7 期老人福祉計画―（平成 27～29 年度）」（平成 27 年 3 月桑名市）では、平成 27～29 年度における桑名市地域包括支援センターの事業運営方針として、次に掲げる 3 点を盛り込みました。

- ① 地域包括支援センターの位置付けに関する自覚の徹底
- ② 高齢者の自立支援に向けたケアマネジメントのための「チームプレー」の励行
- ③ 介護予防や日常生活支援に資する地域づくりの推進のための「プレーヤー」から「マネージャー」への転換

その内容を更に具体化するため、今般、桑名市より、桑名市地域包括支援センターに対し、「平成27年度桑名市地域包括支援センター事業運営方針」を提示しました。

今後とも、桑名市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、桑名市と一体的な桑名市地域包括支援センターの事業運営を確保してまいります。



問合せ先：保健福祉部介護・高齢福祉課  
中央地域包括支援センター  
電話 0594-24-5104



ゆめはまちゃん